

日本ロレンス協会会則

改正案了承：2019年〔令和元年〕6月9日

(名称と事務局)

第1条 本会は日本ロレンス協会とする。

第2条 本会の事務局は事務局長の所属大学内に置く。

(目的と事業)

第3条 本会は日本におけるロレンス研究者相互間の連携共同により、ロレンス文学の理解を深めることを目的とする。

第4条 本会は前条の目的を達するために次の事業を行う。

1. 会員の研究促進と親睦および協会運営を目的とする年次の会合の開催。
2. 会員の研究活動の情報収集とその紹介。
3. 内外における関係諸団体との連絡。
4. 研究誌の編集発行。
5. その他、本会の目的を達するために必要な事業。

(組織と運営)

第5条 本会の会員はロレンス文学に関心と知識を有するものとする。

第6条 会員は本会の営むすべての事業に参加することができる。

第7条 本会の事業を運営するために会長、副会長（事務局長を兼ねる）並びに評議員を置く。

第8条 会長は本会の事業執行の責任を負うとともに本会を代表し、副会長はこれを補佐し事務局を統括する。

第9条 本会には顧問及び名誉顧問を置くことができる。本会に長年にわたって貢献し、評議員、事務局が相応しいと推薦した会員は、役員会の議を経て顧問に就任する。会長経験者については、退職後に役員会の議を経て顧問に就任することとする。

第10条 会長、副会長、評議員、顧問、編集委員長、及び事務局でもって組織運営のための役員会を開く。

第11条 本会の会計を監査するために監査を置く。

第12条 評議員、会計監査は会員の互選により、会長、副会長は評議員の互選により選出する。

第13条 事務局に事務局長、会計、庶務及び広報を置き、兼担も可とする。会計は年次会合において会計報告をし、承認を得るものとする。会計、庶務及

び広報の任期は1期3年とする。但し再任は妨げない。

第14条 会長、副会長の任期は3年とし、1期限りとする。評議員、会計監査の任期は2年とし、原則として再任を妨げない。

第15条 会長、副会長、評議員はすべて無給とする。

第16条 役員会、総会の付託を受けて本会の業務を執行するため、原案を作成し遂行する執行部を置く。その構成は、会長、副会長、編集委員長、及び事務局とする。但し執行部は必要に応じて4地区（九州と中・四国地区、近畿と中部地区、関東地区、東北と北海道地区）の評議員各1名を加えた拡大執行部委員会を開くことができる。

(研究誌の発行)

第17条 本会は会員の研究成果を公表するため、『D. H. ロレンス研究』（以下本誌という）を発行する。投稿規定は別に定める。

第18条 本誌の刊行は原則として年1回とする。投稿締切は原則として9月14日とする。

第19条 本誌は次のものを載せる。

1. 研究論文
2. 書評
3. 大会発表要旨、研究業績など。

第20条 本誌を刊行するため、本会に編集委員会を置く。その構成は編集委員長、編集委員4名、及び編集事務とし、編集委員会の推薦を受けて、これを役員会が認める。委員等の任期は1期3年、2期を限度とする。但し、交代後3年目からの再任は妨げない。

第21条 本誌掲載の論文等の著作権は日本ロレンス協会に所属するものとし、第三者機関を通してインターネット上でも公開する。ただし、論文等の執筆者が当該論文等を著作の一部として使用する場合は、協会の許可を得なくてもよい。

(ニューズレターの発行)

第22条 本会事務局は会員への情報提供のためにニューズレターを発行する。

(会計)

第23条 本会の経費は会費、寄付金などにより支弁する。

第24条 会員の会費は年5,000円とする。ただし、顧問及び退職した評議員を除く役員および賛助会員はその倍額とする。

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(雑則)

第26条 本会の会則の改正は年次会合における決議参加者の数の3分の2以上の同意によって行われる。

附則

1. 本会則は昭和44年6月1日から実施する。
2. 本会則は平成4年4月1日から改正実施する。
3. 本会則は平成11年6月18日から改正実施する。
4. 本会則は平成12年6月17日から改正実施する。
5. 本会則は平成13年6月23日から改正実施する。
6. 本会則は平成14年6月9日から改正実施する。
7. 本会則は平成16年6月21日から改正する。
8. 本会則は平成19年6月3日から改正する。
9. 本会則は平成20年6月22日から改正する。
10. 本会則は平成23年6月25日から改正する。
11. 本会則は平成24年6月16日から改正する。
12. 本会則は平成26年6月7日から改正する。
13. 本会則は平成28年12月25日から改正する。
14. 本会則は平成30年7月1日から改正する。
15. 本会則は令和元年6月9日から改正する。

Copyright 2002 D. H. Lawrence Society of Japan. All rights reserved.